

令和6年2月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和6年2月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和6年2月1日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第44号 令和6年度教育行政運営方針の策定について
  - 5 報告第21号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第22号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第23号 令和6年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第24号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 6 その他
  - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第44号 令和6年度教育行政運営方針の策定について
  - 2 報告第21号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第22号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第23号 令和6年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第24号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 3 その他（1） 令和5年度「二十歳の集い」開催結果について  
その他（2） 令和5年度教育実践記録論文について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	山元	幸惠
委員	大高	究

委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介

6 欠席者  
委員 島田 由紀子

7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	板垣	道佳
生涯学習部次長	後藤	貴志
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	池田	淳一
教育総務課長	樋口	智昭
教育施設課長	小山松	健
青少年育成課長	三浦	将之
中央図書館長	安永	崇
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	城戸	三郎
学校環境調整課長	小笠原	勝海
指導課長	富永	香羊子
就学支援課長	日暮	真司
保健体育課長	関原	一久
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	横田	礼名
こども部こども施設計画課長	長谷川	皇一

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	主 幹	川上	剛史
//	副主幹	岩瀬	絢子
//	副主幹	新田	伸子
//	主 査	木下	堯
//	主 事	長瀨	愛理

## ○教育長

それでは、ただ今から、令和6年2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、追加議案を含む、議案1件、報告4件、その他2件でございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第44号「令和6年度教育行政運営方針の策定について」、報告第22号「令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、報告第23号「令和6年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、報告第24号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」は、2月市議会告示前の議案等であり、市川市公文書公開条例第8条第1項第5号に規定する非公開情報が含まれていると認められることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

## ○教育長

挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。なお、非公開の議事については、公開案件がすべて終了してから行うものとします。

それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、山元幸恵委員、大高究委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、お願ひいたします。

## ○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「報告」に入ります。報告第21号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。報告第21号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案3ページの新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。令和6年2月1日から新たに職員の勤務情報を管理する庶務事務システムを導入することに伴い、現在教育総務課長が行っている住居手当及び通勤手当に係る届出の確認を各課長以上の者が行うこととするため、共通専決事項に定める必要があることから、本規程の

一部を改正したものでございます。令和6年2月1日から改正後の決裁区分による運用を行うため、会議を招集する時間的余裕がございませんでしたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、令和6年1月24日に教育長が議案1ページのとおり、臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。説明は以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見ははございますか。特にないようですので、報告第21号を終了いたします。続きまして「その他」に入ります。その他(1)「令和5年度『二十歳の集い』開催結果について」を説明してください。

#### ○社会教育課長

社会教育課長です。議案5ページ、その他(1)社会教育課をご覧ください。「令和5年度『二十歳の集い』開催結果について」ご報告いたします。今年度は、会場の混雑緩和及び円滑な会場運営のため、これまでの1回開催から、対象者の住所地の中学校通学区域別に、午前・午後の2回に分けて、令和6年1月7日日曜日に市川市文化会館において開催いたしました。今年度の対象者は、令和5年11月1日現在4,399名で、当日は2,722名が参加されました。前年度より124名多く、参加率も61.9%ということで、1.9%増加いたしました。大勢の参加者の皆様に対して、教育委員会を挙げて職員体制を整え、式典の運営にあたりました。式典につきましては、市長祝辞や成人式実行委員の代表挨拶のほか、本市に在住のタケルさんの主催する和太鼓集団によるオープニング公演や、市川市が誇る競技ダンスチーム「シャイニングプラネッツ」による祝賀公演のほか実行委員の進行によるクイズ企画を実施し、参加者の皆様にとって思い出深い式典となったものと思っております。また、記念撮影場所としてフォトスポットを新規に5か所設置、市川市のマスコットキャラクター「梨丸くん」の着ぐるみを登場させる、式典終了後も小ホールを歓談場所として用意するなど、新たな趣向も凝らし、こちらも参加者の皆様には好評であったと思っております。当日は、式典会場となる大ホールに加え、小ホールを予備のライブ中継会場としました。午前・午後の2回開催にしたことから、入退場がスムーズに行われ、また、送迎車両の一時駐車場所をこれまでの大和田小学校に加え、TDKの駐車場も用意したこと、幹線道路の渋滞がほとんど発生しませんでした。なお、式典の様態については「二十歳の集い」特設ウェブサイトでも動画のアーカイブ配信を行い、当日式典に参加できなかった方にも、式典の様子が分かるようにいたしました。また、卒業当時の担任の先生からのビデオレターにつきましても同様に特設ウェブサイトでも配信するなど、式典会場以外でも教育委員会を挙げて二十歳を迎える皆様の門出を祝うことができたと思っております。記念品につきましては実行委員の意見を踏まえ、ステンレス製タンブラーを選定し、会場受付で配付いたしました。このように、今年度の「二十歳の集い」は、混雑が大幅に緩和され、会場運営も円滑に行われ無事に終わることができました。来年度以降も、対象者数を確認しながら引き続き午前・午後の2回で行いたいと考えております。「二十歳の集い」についての報告は以上となります。

#### ○山元幸恵委員

ありがとうございました。説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。大変ご苦勞様でございました。特にないようですので、その他(1)を終了いたします。次に、その他(2)「令和5年度教育実践記録論文について」を説明してください。

#### ○教育センター所長

教育センター所長です。議案の7ページをご覧ください。令和5年度も「教育実践記録論文募集事業」を実施いたしましたところ、一般部門に14編、経験5年以下のフレッシュ部門に3編、合計17編の応募がございました。國學院大学教授島田由紀子様、教育委員の山元幸恵様をはじめとする審査員の方々に厳正にご審議いただいた結果、一覧のと通りの審査結果となりました。今年度は、1月25日木曜日に、生涯学習センター2階のグリーンスタジオにて、表彰式・発表会を行いました。教育長をはじめ、教育次長、学校教育部部長、学校教育部次長、一般財団法人市川教育会館理事長、事務局長、審査員の皆様、受賞者と受賞者所属長の皆様にご参加いただき、無事に終了いたしましたことを報告いたします。また、今年度は、若年層教員の研修の一環とし、2年目教員も参観いたしました。論文につきましては「教育実践記録論文集いぶき」にまとめ、教職員向けに論文をデータベースに保存をして、論文の活用を推進してまいります。以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他(2)を終了いたします。続きまして、非公開の議事に入ります。教育長、お願いいたします。

#### ○教育長

かしこまりました。それでは、議案第44号、報告第22号から報告第24号までに入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、指定する者以外の方は退席をお願いするところですが、指定する者を本日会議に出席している全ての職員といたしますので、このまま会議を進めます。それでは、別冊1等の配付をお願いします。

(「別冊1：議案第44号、追加議案」配付)

#### ○教育長

山元幸恵委員、お願いいたします。

#### ○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第44号「令和6年度教育行政運営方針の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。議案第44号「令和6年度教育行政運営方針の策定について」をご説明いたします。お手元の別冊1の1ページをお願いいたします。本議案は、令和6年2月市議会定例会において、教育長が令和6年度教育行政運営方針の演説を行うにあたり、これを定める必要があるため、提出するものでございます。本教

育行政運営方針は、3ページから9ページまでのとおりですが、その概要をまとめました構成表を用いてご説明いたしますので、10ページの参考資料をお願いいたします。はじめに、本運営方針の構成についてです。左上上段の「1 はじめに」から、「2 教育行政運営の基本方針」、「3 重要な施策」、「4 むすび」まで大きく4部で構成しております。次にそれぞれの構成の概要についてです。1の「はじめに」では、1つ目として、令和5年度末をもって第3期教育振興基本計画が満了し、第4期教育振興基本計画を策定したこと。2つ目として、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後、学校教育活動等を精選してきたこと。3つ目として、国庁・国衙の遺構の確認する調査の継続をはじめ、文化財の保護や活用と調査を継続してきたこと。以上について記載しております。次に、2の「教育行政運営方針の基本方針」では、「第4期教育振興基本計画」で定めた市川の教育の目指す姿である「互いに認め合い、自分の思いを実現できる子ども」「誰もが幸せを感じ、ともに学び支え合う、家庭・学校・地域」に向かって、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として教育振興を図っていくこととしております。以上の基本方針に基づいて新年度に取り組む重要な施策といたしまして3にお示ししておりますように(1)として「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」、(2)として「学びの質の向上と学びの保障の実現」、(3)として「ともに支え合う学びの環境整備」の3つの視点から10の施策を記載しております。なお、本運営方針の重要な施策は、令和6年1月の定例教育委員会におきまして、ご審議いただきました「令和6年度教育振興重点施策」を反映したものでございます。はじめに、(1)「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」についてです。すべての子どもたちがお互いの多様性を認め、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、家庭・学校・地域のつながりの中で、人間関係を築く力や自己肯定感の向上を図るため、①すべての子どもたちの確かな学力の育成、②基本的な生活習慣を身に付ける取組の推進、③運動やスポーツに親しむ機会の充実、④食の環境の充実及び食育の推進の4点の施策を掲げております。次に(2)「学びの質の向上と学びの保障の実現」についてです。ICTの活用や、多様な教育ニーズへの対応、教職員の働き方改革や指導力向上、安全安心な教育環境の整備を進めるため、①子どもたちの情報活用能力の向上、②誰もが居心地の良い学校づくり、③不登校児童生徒への対応、④多様なニーズへの対応の4点の施策を掲げております。次に(3)「ともに支え合う学びの環境整備」についてです。地域コミュニティを核としたあたたかい人と人との関わりの中で、誰もが生涯を通じて学び続け、学んだ成果を地域社会に還元することのできる環境を整備するため、①生涯学習の環境の整備、②文化財の保護・活用と調査の2点の施策に係る取組を掲げております。最後に4の「むすび」についてです。第4期教育振興基本計画の施策を学校と共有・連携し、第4期教育振興基本計画を実行性の高いものとしていくこと、また、特別支援教育を受ける児童生徒や不登校児童生徒の増加等、教育を取り巻く環境の変化への対応が求められていることに触れ、市川の教育の目指す姿に向かって取り組んでいくこととしております。教育行政運営方針の概要は以上でございます。なお、今後の予定でございますが、本日、本案についてご承認をいただけた場合、2月市議会定例会の告示日である2月6日に、本運営方針を議

会関係者に配付いたします。そして、市議会開会日2月14日に、教育長が教育行政運営方針の演説を行う予定となっております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第44号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「報告」に入ります。報告第22号「令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。報告第22号「令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。追加議案の1ページから3ページまでをお願いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分について、教育委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、このたび、市長から令和5年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち、教育に関する事務に係る部分について意見を求められました。しかしながら、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が令和6年1月30日に臨時に代理し、意見を求められた市議会提出議案について異議のないものとして、同日付けで市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

議案の5ページをお願いいたします。「1. 歳入歳出予算補正」のうち、歳出予算について、ご説明いたします。はじめに、第2款・総務費、第1項・総務管理費、第12目・情報システム費についてです。この事業費の内容といたしましては、教育の事務に係る情報システム関連経費として、令和3年度より情報システムの調達及びコスト削減を目的とし情報システム調達統括を行うため、一般会計における情報システム関連経費を情報管理部に集約し執行することとなっているもので、第12節・委託料におきまして、学校コンピューターネットワークシステム保守等委託料に係る入札について契約差金が生じたことにより、1億7,592万9千円の減額をするものです。また、第13節・使用料及び賃借料におきまして、学校コンピューターネットワークシステム使用料及びGIGAスクール学習者用端末賃貸に係る入札について契約差金が生じたことにより、使用料244万1千円、賃借料595万9千円、合計840万円の減額をするものです。以上、教育に関する事務に係る部分として、総務費で1億8,432万9千円の減額をするものでございます。



続きまして、第11款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費についてです。第2節・給料、第3節・職員手当等及び第4節・共済費におきまして、当初任用予定の人数と比べ、実際に任用した人数が少なかったことから、合わせて3,000万円を減額するものでございます。また、第12節・委託料におきまして、不利益処分を受けた審査請求人が市川市公平委員会にその取消しを求めた審査請求が終了したことから、代理人弁護士に対し報酬を支払う必要があるため、弁護士委託料として140万2千円を増額するものでございます。次に、第3目・学校教育指導費についてです。第7節・報償費、第10節・需用費及び第11節・役務費におきまして、文部科学省の委託事業であった中学校夜間学級調査研究事業が不採択となり、今年度は事業実施を見送ることとしたため、報償費において報償金38万9千円、講師謝礼金3万円、需用費において消耗品費2万8千円、役務費においてその他損害保険料4千円、合計45万1千円を減額するものでございます。また、第18節・負担金補助及び交付金におきまして、主に市立中学生の海外派遣事業における燃油サーチャージ料が、当初の見込みを下回ったことから補助金143万6千円を減額するものでございます。恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。第2項・小学校費、第1目・学校管理費についてです。第10節・需用費におきまして、国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の期間が延長されたことにより、学校の光熱水費が当初の見込みを下回ったことから、2,000万円を減額するものでございます。また、第13節・使用料及び賃借料におきまして、各小学校に新たに配置した防犯パトロール車に係る入札について契約差金が生じたことから、賃借料306万3千円を減額するものでございます。そのほか、第14節・工事請負費におきまして、令和6年度実施予定の工事について、国に対し令和5年度分の学校施設環境改善交付金交付申請を行ったことにより、校舎等改修工事費として3億6,165万円、トイレ改修工事費として1億2,700万円、合計4億8,865万円を増額するものでございます。次に、第2目・教育振興費についてです。第17節・備品購入費におきまして、グランドピアノ一式に係る入札について契約差金が生じたことから、学校用備品費として305万8千円を減額するものでございます。また、第18節・負担金補助及び交付金におきまして、市立小学校の吹奏楽部がより上位の大会に進むこととなり、予算の不足が見込まれることから、行事参加児童交付金として14万4千円を増額するものでございます。そのほか、第19節・扶助費におきまして、支給人数が当初の見込みを下回ったことから、保護児童生徒援助費として900万円を減額するものでございます。続きまして、第3項・中学校費、第1目・学校管理費及び第2目・教育振興費についてです。こちらにつきましては、ただ今第2項・小学校費でご説明いたしました内容と同様の理由で補正を行うものですので、説明を省略させていただきたいと存じます。

続きまして、第4項・学校給食費、第1目・学校給食費についてです。第10節・需用費におきまして、国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の期間が延長されたことにより、給食室の光熱水費が当初の見込みを下回ったことから、2,500万円を減額するものでございます。また、第12節・委託料におきまして、給食の提供予定回数が当初の見込みを下回ったことから、学校給食調理等業務委託料5,300万3千円を減額するものでございます。そのほか、第13節・使用料及び賃借

料におきまして、学校給食室空調機に係る入札について契約差金が生じたことから、借上料574万5千円を減額するものでございます。恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。第5項・学校保健費、第1目・学校保健費についてです。第2節・給料、第3節・職員手当等及び第4節・共済費におきまして、当初任用予定の人数と比べ、実際に任用した人数が少なかったことから、合わせて1,100万円を減額するものでございます。

続きまして、第6項・社会教育費、第1目・社会教育総務費についてです。第2節・給料、第3節・職員手当等及び第4節・共済費におきまして、当初任用予定の人数と比べ、実際に任用した人数が少なかったことから、合わせて2,900万円を減額するものでございます。また、第12節・委託料におきまして、今年度委託契約した8か所の放課後子ども教室に係る入札について契約差金が生じたことから、放課後子ども教室運営委託料761万5千円を減額するものでございます。次に、第2目・文化財費についてです。第12節・委託料におきまして、国府台野球場建設工事に伴う発掘調査の実施面積が減ったことから、2,000万円を減額するものでございます。また、第22節・償還金利子及び割引料におきまして、令和5年次施行会計実地検査により、国庫補助金の交付を受けていた文化財多言語解説等整備事業において一部補助対象外経費が含まれていることが判明したため、差額を文化庁へ返還する必要があることから償還金61万1千円を増額するものでございます。次に、第3目・公民館費についてです。第14節・工事請負費におきまして、幸公民館エレベーター改修工事及び行徳公民館冷暖房機改修工事に係る入札について契約差金が生じたことから、改修工事費700万円を減額するものでございます。次に、第4目・図書館費についてです。第10節・需用費におきまして、国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の期間が延長されたことにより、図書館の光熱水費が当初の見込みを下回ったことから、110万円を減額するものでございます。次に、第8目・青少年育成費についてです。第22節・償還金利子及び割引料におきまして、放課後児童支援員等の収入引き上げを目的とし令和4年2月から9月まで実施された国の補助について、同期間の精算分を返還すること、また、令和4年4月から9月までの分について、国から重複して交付を受けたため、精算分と併せて返還することから償還金4,997万3千円を増額するものでございます。次に、第9目・生涯学習センター費についてです。第10節・需用費におきまして、図書館費と同様の理由から、生涯学習センターの光熱水費1,600万円を減額するものでございます。また、第12節・委託料におきまして、生涯学習センター施設管理業務委託等の入札について、契約差金が生じたことから、517万円を減額するものでございます。以上、歳出予算につきましては、教育費で6億8,693万6千円の増額をするもので、今回の補正により、補正後の教育費歳出予算全体の合計額は、157億7,721万6千円となります。

続きまして、歳入予算について、ご説明いたします。恐れ入りますが、4ページへお戻りください。はじめに、第14款・国庫支出金、第3項・委託金、第4目・教育費委託金についてです。第1節・教育総務費委託金におきまして、同じく歳出予算のところでご説明しました文部科学省の委託事業であった中学校夜間学級調査研究事業が不採択となったことから、委託金45万1千円を減額するものでござ

います。次に、第16款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目・利子及び配当金についてです。第1節・利子及び配当金におきまして、青少年教育国際交流基金の大口定期預金分の利息利益が、当初の見込みを上回ったことから10万9千円を増額するものでございます。そのほかの項目につきましては、歳出に係る特定財源の減額又は増額によるものでございます。以上、歳入予算につきましては、合計で8億1,200万5千円の増額をするもので、今回の補正により、補正後の教育に関する事務に係る歳入予算全体の合計額は、32億2,890万8千円となります。

続きまして、議案の8ページをお願いいたします。「2. 継続費補正」についてご説明いたします。第1段・大洲小学校校舎整備事業におきまして、令和8年4月供用開始を目指し3年間の継続費を設定し、設計施工一括発注方式により執行する予定でしたが、設計と工事を別にして発注となったことから、年割額の変更をするものでございます。続きまして、「3. 繰越明許費補正」についてご説明いたします。歳出予算でご説明いたしました令和6年度に予定している改修工事につきまして、国に対し、令和5年度分の学校施設環境改善交付金の交付申請をしたことにより前倒しで予算計上していることから、年度内での完成が見込めず翌年度に繰り越して執行するため、追加の繰越明許費を設定するものでございます。続きまして、「4. 債務負担行為補正」についてご説明いたします。令和5年度当初予算にて計上した「学校保健定期健康診断委託費（令和5年度）」につきまして、令和6年度より受診対象者を会計年度任用職員まで拡大することから、令和6年度当初予算に併せて債務負担行為を変更するものでございます。最後に、「5. 地方債補正」についてご説明いたします。歳入予算におきまして、第21款・市債、第1項・市債、第7目・教育債のうち第1節・小学校債及び第2節・中学校債を増額し、第3節・社会教育債を減額することに伴い、市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である5億6,860万円から、市債の補正額と同額の5億5,120万円増となる、11億1,980万円に限度額の変更をするものでございます。説明は以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたけれども、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第22号を終了いたします。次に、報告第23号「令和6年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。恐れ入りますが、追加議案の9ページから11ページまでをご覧ください。報告第23号「令和6年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。令和6年度市川市一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、先ほどご説明いたしました報告第22号と同様に、本予算の内容には異議のないものとして、教育長が令和6年1月30日に臨時に代理し、異議がないものとして同日付けで市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。

それでは議案の13ページをお願いいたします。はじめに、「1. 歳入歳出予算」  
(1) 教育費の歳出予算についてご説明いたします。令和6年度の教育費の歳出予

算の総額は、153億4,900万円で、前年度の146億200万円に対して、7億4,700万円の増額となっております。主な増減理由といたしましては、第1項・教育総務費、第2目・事務局費におきまして、人事院勧告による月例給の引き上げ、また、令和6年度より会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることなどから、2億4,120万5千円の増額となるものです。続きまして、第2項・小学校費、第1目・学校管理費におきまして、児童が急増する見込みである大洲小学校について、本校舎の普通教室等の不足を解消するため校舎増築工事を行うにあたり、設計業務委託を実施することなどから、3,833万9千円の増額となるものです。次に、第2目・教育振興費におきまして、令和6年度は原則4年に1度の教科書全改訂の年度となるため、通常学級に加え、特別支援学級、ワールド学級等に、全教科分の教師用教科書・指導書を購入する必要があることなどから、8,249万5千円の増額となるものです。また、第3目・学校建設費におきまして、市内小中学校の中で最も築年数の古い宮田小学校において老朽化が進んでいることから、令和11年度供用開始に向け校舎の建替を行うため、債務負担行為を設定のうえ設計業務委託を実施することから、7,200万円の増額となるものです。続きまして、第3項・中学校費、第1目・学校管理費におきまして、中学校に配置されている職員の異動による人数の変動や、国の負担軽減対策により電気ガス料金の高騰が緩和されたことなどから人件費や需用費が減額となるものの、工事請負費にて第三中学校斜面地整備工事、南行徳中学校屋上プールフェンス改修工事を行うため、965万2千円の増額となるものです。続きまして、第4項・学校給食費、第1目・学校給食費におきまして、令和5年度に入札を行った学校給食調理等業務委託の契約金額が上昇したことや、学校給食室環境改善のための冷暖房設備リース料金が増となったことなどから、6,181万円の増額となるものです。続きまして、第6項・社会教育費、第1目・社会教育総務費におきまして、人事院勧告による月例給の引き上げ、また、令和6年度より会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることなどによる人件費の増や、子どもの居場所づくり事業の拡大に伴い令和5年度に新規開設した放課後子ども教室8教室を通年で運営することに伴う委託料の増などから、1億5,049万8千円の増額となるものです。次に、第2目・文化財費におきまして、史跡の公有化に伴う土地の購入面積が増えたことなどにより、2,017万3千円の増額となるものです。また、第4目・図書館費におきまして、市民の情報ニーズに応えるため消耗品図書費を増額したことなどにより、740万9千円の増額となるものです。また、第8目・青少年育成費におきまして、稲荷木小学校保育クラブ室の整備や富貴島小学校保育クラブのプレハブ借上料、また、放課後保育クラブ運営事業における指定管理料について人件費の増額などに伴い、1億2,853万2千円の増額となるものです。また、第9目・生涯学習センター費におきまして、生涯学習センターの全館空調として用いている冷温水発生器2機のうち、2号機のオーバーホールを行うため、726万8千円の増額となるものです。

次に、(2)教育費に係る情報システム関連経費として、第2款・総務費、第1項・総務管理費、第12目・情報システム費についてご説明いたします。令和6年度の教育に関する事務に係る情報システム関連経費の歳出予算の総額は、14億3,959万6千円で、前年度の17億651万8千円に対して、2億6,692万2千円の減額となっております。

ます。その主な理由といたしましては、学校で運用している校内ネットワークシステムについて、システム構成をローカルブレイクアウト方式に改めたことや、長期継続契約により賃借していた一部の機器が再リースに移行することに伴い、賃借料や機器保守業務委託料などが減額となるものです。歳出予算の説明は、以上でございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。恐れ入りますが、12ページへお戻りください。令和6年度一般会計予算の教育に関する事務に係る部分の歳入予算は、23億6,461万3千円で、前年度の20億1,163万3千円に対して、3億5,298万円の増額となっております。主な増減理由を説明いたします。第13款・使用料及び手数料、第1項使用料、第9目・教育使用料におきまして、放課後保育クラブ保育料について入所児童数の増により歳入の増が見込まれることなどから、2,426万5千円の増額となるものです。また、第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第6目・教育費国庫補助金及び第15款・県支出金、第2項・県補助金、第7目・教育費県補助金におきまして、放課後保育クラブの入所児童数の増のほか、補助基準額の増やICT化推進事業の増などにより、それぞれ教育費国庫補助金で7,629万3千円、県補助金で3,717万7千円の増額となるものです。また、第20款・諸収入、第5項・雑入、第6目・雑入におきまして、学校給食費ついて、令和4年12月の規則改正により不徴収の例外にあたる部分が確定したことなどから、4,191万3千円の増額となるものです。また、第21款・市債、第1項・市債、第8目・教育債におきまして、市債対象工事の件数及び工事費が増となったことなどにより、財源となる市債1億7,610万円が増額となるものです。歳入予算の説明は、以上でございます。

続きまして、「2. 継続費」についてご説明いたします。14ページをお願いいたします。継続費は、主に建設事業において複数年度で事業を実施する場合、あらかじめ各年度の予算額を定めることが可能なものについて、総額及び年割額を設定し、議会の議決を得るものでございます。第三中学校斜面地整備事業につきましては、令和6年度、令和7年度の2か年計画により安全性を確保するため斜面地整備を行うもので、令和6年度は入札・契約などを行い、令和6年度に6,000万円、令和7年度に9,000万円、総額1億5,000万円を計上するものです。

続きまして、「3. 債務負担行為」についてご説明いたします。債務負担行為は、将来支出を伴う債務について、その期間及び限度額を定めるものでございます。第1段・学齢簿システム標準化対応委託費、第2段・就学援助システム標準化対応委託費及び第3段・学齢簿システム標準化対応ソフトウェア等借上料につきまして、国から令和7年度末までの移行を求められている自治体情報システム標準化において、対象業務に就学事務が定められていることから、それに対応する業務を委託するため設定するものです。なお、本件は教育分野以外の標準化選定業務と併せて、情報管理部情報総務課が主体となって担当しております。次に、第4段・宮田小学校建替工事設計委託費につきまして、歳出予算においてご説明いたしました宮田小学校の校舎の建替にあたり、令和6年度より設計業務委託等を行うことから設定するものです。また、第5段・学校保健定期健康診断委託費につきまして、毎年度4月から6月までに実施する定期健康診断を委託するため、令和6年度に

令和7年度の契約手続を行うことから設定するものです。最後に、「4. 地方債」についてです。令和6年度当初予算における教育費の市債の借入限度額は、3億4,200万円で、その内訳は、小・中学校の営繕事業、公民館営繕事業、生涯学習センター維持管理事業、史跡公有化事業となっております。令和6年度一般会計予算の教育費の説明は以上でございます。

続きまして、「令和6年度 主要事業概要」についてご説明いたします。16ページの事業一覧をお願いいたします。このうち、(1) 主要事業「1 市政施行90周年記念」、「3 高齢者等への支援」、「12 教育環境の充実」のための計3つの主要事業、及び(2) その他の事業のうち教育費「2 学校給食食物アレルギー等対応補助金」についてご説明いたします。17ページをお願いいたします。はじめに、記念式典事業・周知事業・イベント事業のうち、8番の卒寿の卒業式についてです。この事業は、企画課を主体とした市制施行90周年記念イベント事業の一部として、戦争等の諸般の事情により卒業式を行えなかった方々に卒業式を実施するものです。18ページをお願いいたします。デジ活講座事業についてです。この事業は、地域包括支援課を主体としたゴールドシニア事業の一環として、デジタル社会に必要な知識の習得・向上に向けて公民館でスマートフォン講座を実施するものです。続きまして、24ページをお願いいたします。小学校建替事業（宮田小学校建替）についてです。この事業は、債務負担行為でご説明いたしました宮田小学校について、校舎の建替を行うものです。令和6年度から令和7年度にかけては、工事設計業務委託を行い基本設計・実施設計を進めてまいります。続きまして、25ページをお願いいたします。小学校校舎整備事業（大洲小学校校舎増築）についてです。この事業は、児童が急増する見込みである大洲小学校について、本校舎の普通教室等の不足を解消するため、令和5年度から令和7年度までの3年間の継続費を設定し、教室棟を整備するものです。令和6年度は、基本設計・実施設計、工事の入札などを行ってまいります。続きまして、26ページをお願いいたします。教育費のうち「2 学校給食食物アレルギー等対応補助金」についてです。この事業は、学校給食費の無償化を補完するものとして、食物アレルギー等により給食の提供を受けることができず、弁当を持参している児童生徒の保護者等に対し、その経費の一部を補助する事業を、新規に開始するものです。説明は以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたけれども、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第23号を終了いたします。次に、報告第24号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○青少年育成課長

青少年育成課長です。報告第24号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の29ページから31ページをご覧ください。市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、先ほどご説明いたしました報告第23号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしま

したので、ご報告いたします。それでは、議案の32ページをご覧ください。本議案は、待機児童の解消を図るため新たに稲荷木小学校放課後保育クラブを設置するほか、所要の改正を行う必要があることから本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしまして、2点ございます。1点目は、稲荷木小学校の児童が利用する保育クラブは、現在、小学校に隣接している子ども発達支援センター分館の「そよかぜキッズ」の施設内において稲荷木保育クラブとして3クラスを開所しておりますが、令和5年度当初においては高学年に待機児童が発生している状況となっております。令和6年度におきましては、高学年だけではなく低学年においても待機児童の発生が見込まれることから、稲荷木保育クラブにおける待機児童の解消を図るため、稲荷木小学校敷地内に新たに保育クラブを1クラス開所いたします。そのため、条例第2条第1項の別表に「稲荷木小学校保育クラブ」として名称及び位置を追加するものでございます。2点目は、保育クラブの開所時間についてです。開所時間は、現在、原則午後6時30分までのところ、必要に応じて午後7時まで延長保育を行っていることから、この実態に合わせて延長保育に関する条文を整備するものでございます。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたけれども、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第24号を終了いたします。本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

承知いたしました。それでは、これをもちまして、令和6年2月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時閉会)